資料３

江南区外国籍市民懇談会について

新潟市は、多文化共生のまちづくりと外国籍市民の人権と生活に関する問題を議論し、市の施策の参考とするための懇談会を設置している。

懇談会の構成
- 公募により選出した外国籍市民 ＝ 公募委員
- 学識経験者など市が委嘱する人 ＝ コーディネーター

Ⅰ．これまでの経緯

１．平成17～18年度　**第１期懇談会**

「生活」「福祉」「教育」「交流」「災害」「医療」「雇用」「労働」「企業支援」にかかる９つの分野について議論。

２．平成19～20年度　**第２期懇談会**　「教育」をテーマに議論。

３．平成21～22年度　**第３期懇談会**　「災害とコミュニティ」をテーマに議論。

※ いずれの懇談会でも、市長に報告書を提出。

４．平成23年度　　第３期懇談会の報告書を受けて「防災」での取り組みを展開

Ⅱ．今後の事業展開

１．事業趣旨

地域の外国籍市民にとっても住みやすいまちづくりに向けて、より身近な問題について区ごとに意見交換を行う懇談会を実施

２．事業実施にあたっての方針

１）平成24年度には江南区及び秋葉区で各２回ずつの懇談会開催をめざす。

① 名称を「新潟市江南区外国籍市民懇談会」及び「新潟市秋葉区外国籍市民懇談会」とする。

② 懇談会は、各区在住の公募委員及びコーディネーターで構成する。

２）懇談会の組織や運営に各区職員及び各区在住の外国籍懇談会委員経験者の協力を求める。

３）委員への報酬は、１回あたり３千円ずつとする。

４）委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

５）各区在住外国籍市民に対する公募委員募集と同時にアンケートを実施し、生活上の身近な問題の把握を図り、懇談会での議論に活かす。

（江南・秋葉両区については昨年実施済。集計結果は 資料４ 資料５ 参照）

６）懇談会で出された課題は『行政で解決を図るもの』と『地域社会で解決を図るもの』に分け、各区における懇談会終了後もそれぞれ関係者による協議が継続されることを排除しない。

７）この懇談会は「附属機関」ではなく「懇話会等」に位置付け、合議体としての審議や答申は行わない。

８）平成25年度以降、２～３区ずつ同様の懇談会を実施。